

件 名

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について

提案理由

埼玉県教育局組織規則の改正等に伴い、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行訓令の内容

埼玉県教育委員会の権限に属する事務について、教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項、教育長又は職員の専決することができる事項を定めるもの

2 改正の内容

- (1) 埼玉県教育局組織規則の一部改正に伴う規定の整備
- (2) その他規定の整備

3 施行期日

令和6年4月1日

(総務課)

改正案	現 行
<p>埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 第一条～第五条 (略) (課長の専決事項) 第六条 課長(副参事及び報道幹を含む。<u>第八条</u>、第十条及び第十二条において同じ。)の専決することができる事項は、教育委員会の権限に属する事務(規則第二条第一項の規定により教育長に委任した事務を除く。)のうち、第三条の規定により教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項、第四条の規定により教育長の専決することができる事項、前条第二項の規定により部長の専決することができる事項並びに次条の規定により教育事務所及び教育機関(以下「教育事務所等」という。)の長の専決することができる事項以外の事項とする。 第七条 (略) (副課長等の専決事項) 第八条 副課長(学校管理幹、教育指導幹、<u>企画幹</u>、総務幹、調整幹、主幹、管理主幹、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)及び教育事務所の副所長(支所長、室長、担当部長、主席管理主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)の専決することができる事項は、課長又は教育事務所長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。 2 (略) 第九条～第十一条 (略) (代決) 第十二条 教育長の専決することができる事項に係る事案について、教育長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。 一 (略) 二 主務部長(<u>本局の参事の職務として指定された事項に係る事案については、本局の参事</u>) 三 主務部の副部長(<u>高校改革統括監又は部の参事の職務として指定された事項に係る事案については、高校改革統括監又は部の参事</u>) 四 (略) 2 部長の専決することができる事項に係る事案について、部長が不在のと</p>	<p>埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 第一条～第五条 (略) (課長の専決事項) 第六条 課長(副参事を含む。<u>以下第八条</u>、第十条及び第十二条において同じ。)の専決することができる事項は、教育委員会の権限に属する事務(規則第二条第一項の規定により教育長に委任した事務を除く。)のうち、第三条の規定により教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項、第四条の規定により教育長の専決することができる事項、前条第二項の規定により部長の専決することができる事項並びに次条の規定により教育事務所及び教育機関(以下「教育事務所等」という。)の長の専決することができる事項以外の事項とする。 第七条 (略) (副課長等の専決事項) 第八条 副課長(<u>報道幹</u>、学校管理幹、教育指導幹、総務幹、調整幹、主幹、管理主幹、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)及び教育事務所の副所長(支所長、室長、担当部長、主席管理主事、主席指導主事及び主席社会教育主事を含む。以下同じ。)の専決することができる事項は、課長又は教育事務所長が、自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。 2 (略) 第九条～第十一条 (略) (代決) 第十二条 教育長の専決することができる事項に係る事案について、教育長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。 一 (略) 二 主務部長 三 主務部の副部長(<u>部の参事の職務として指定された事項に係る事案については、部の参事</u>) 四 (略) 2 部長の専決することができる事項に係る事案について、部長が不在のと</p>

きは、次の各号に掲げる者が、次の各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

一 副部長（高校改革統括監又は部の参事の職務として指定された事項に係る事案については、高校改革統括監又は部の参事）

二 （略）

3・4 （略）

第十三条～第十六条 （略）

別表第一（第三条、第四条、第五条関係）

共通の決裁事項・専決事項

事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
一 県教育行政の基本方針を決定すること。	1 教育振興基本計画を定めること。 2 主要な新規事業の計画を樹立し、その実施方針を定めること。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
十一 教育委員会の本局の職員の任免その他の		<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u> （平成三年法律第百十号。以下「 <u>育児休業法</u> 」という。）第十九条の規定に基づき、副教育長、	<u>育児休業法</u> 第十九条の規定に基づき、 <u>高校改革統括監、副部長、部の参事、部付、課長、副参事（参事付の副参事を除く。）</u> 、 <u>教育事務所長及び県立教育機関の長の部分休業を承認</u>

きは、次の各号に掲げる者が、次の各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

一 副部長（部の参事の職務として指定された事項に係る事案については、部の参事）

二 （略）

3・4 （略）

第十三条～第十六条 （略）

別表第一（第三条、第四条、第五条関係）

共通の決裁事項・専決事項

事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
一 県教育行政の基本方針を決定すること。	1 教育振興基本計画を定めること。 2 <u>教育行政重点施策を定めること。</u> 3 主要な新規事業の計画を樹立し、その実施方針を定めること。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

人事を行うこと。		本局の参事、部長、参事付の副参事及び報道幹の部分休業を承認し、又はその承認を取り消すこと。	し、又はその承認を取り消すこと。
十二～二十 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第三条、第四条、第五条関係）

個別の決裁事項、専決事項

教育総務部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
総務課		(略)	(略)	(略)
	二 教育委員会事務局及び県立	1 (略) 2 副教育長、参事、部長、高校改革統括監、副部長、部付（職務の等級が行政職給料表の八級以上の職員に限る。）、課長、教育事務所長及び県立	1～11 (略) 12 副教育長、本局の参事及び部長の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業（育児休業法第十九条の規定によるものを除く。）を承	1～7 (略) 8 高校改革統括監、副部長、部の参事、部付、課長、副参事、報道幹、教育事務所長及び県立教育機関の長（次の9及び10において「課長等」という。）の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業（育児休業法

十一～十九 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第三条、第四条、第五条関係）

個別の決裁事項、専決事項

教育総務部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
総務課		(略)	(略)	(略)
	二 教育委員会事務局及び県立	1 (略) 2 副教育長、参事、部長、高校改革統括監、副部長、部付、課長、教育事務所長及び県立教育機関の長（以下この項において「副教育長等職員」と	1～11 (略) 12 副教育長、本局の参事及び部長の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。	1～7 (略) 8 高校改革統括監、副部長、部の参事、部付、課長、副参事、教育事務所長及び県立教育機関の長（次の9及び10において「課長等」という。）の休業、休業の期間の延長若しくは部分休業を承認し、又はそれ

	<p>教育機関（県立学校を除く。以下この項において同じ。）の職員（以下この</p>	<p>教育機関の長（以下この項において「副教育長等職員」という。）の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む。）、転任、派遣（派遣期間の延長、派遣後の職務復帰及び退職派遣者の採用を含み、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号。以下「外国等派遣条例」という。）に基づくものを除く。）、辞職等（以下こ</p>	<p>認し、又はそれらの承認を取り消すこと。 13 （略） 14 <u>育児休業法</u>第十七条の規定に基づき、副教育長、本局の参事及び部長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p>	<p><u>第十九条の規定によるものを除く。</u>）を承認し、又はそれらの承認を取り消すこと。 9～11 （略）</p>			<p>教育機関（県立学校を除く。以下この項において同じ。）の職員（以下この</p>	<p>いう。）の採用（任期を定めた採用及び任期の更新を含む。）、転任、派遣（派遣期間の延長、派遣後の職務復帰及び退職派遣者の採用を含み、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号。以下「外国等派遣条例」という。）に基づくものを除く。）、辞職等（以下この項において「任免等」という。）を決定すること。</p>	<p>13 （略） 14 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成三年法律第百十号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第十七条の規定に基づき、副教育長、本局の参事及び部長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。</p>	<p>らの承認を取り消すこと。 9～11 （略）</p>	
--	---	--	---	--	--	--	---	--	---	-----------------------------------	--

	項において「職員」という。)の任免その他の人事を行うこと。	の項において「任免等」という。)を決定すること。 3～8 (略)		
		(略)	(略)	(略)
教職員課		(略)	(略)	(略)

	項において「職員」という。)の任免その他の人事を行うこと。	3～8 (略)		
		(略)	(略)	(略)
教職員課		(略)	(略)	(略)

生涯学習推進課	社 会教育主事の資格認定を行うこと。		<u>手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</u>	
文化財・博物館課	二 国の史跡名勝天然記念物に係る仮指	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十条第一項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>文化財保護法第百十二条第一項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を解除すること。</u> 2 <u>手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</u> 3 <u>手続法第十二条第一</u> 	文化財保護法第百八十四条第一項の規定に基づき、教育委員会が行うこととされた事務を処理すること。

<p>定、仮指定の解除等を行うこと。</p>		<p><u>項の規定に基づき、処分基準を定めること。</u></p>	
<p>二 県の文化財に係る指定、指定の解除等を</p>	<p>1 <u>埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）第五条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第三十一条第一項、第三十六条の二第一項及び第三十七条</u></p>	<p>1 <u>手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</u> 2 <u>手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</u></p>	<p>1 <u>条例第十四条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づき、現状変更等を許可すること。</u> 2 <u>条例第十四条第三項及び第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</u></p>

<p>行 う こ と 。</p>	<p><u>第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は選定を行うこと。</u> 2 <u>条例第六 条第一項、 第二十一条 第一項、第 二十七条第 一項、第三 十二条第一 項、第三十 六条の三第 一項及び第 三十八条第 一項の規定 に基づき、 文化財等の 指定又は認 定の解除を 行うこと。</u></p>		
<p>三 博 物 館 の 登 録 等 を 行 う</p>		<p><u>1 手続法第 五条第一項 の規定に基 づき、審査 基準を定め ること。</u> 2 <u>手続法第 十二条第一 項の規定に 基づき、処 分基準を定</u></p>	<p><u>1 博物館法（昭 和二十六年法律 第二百八十五 号。以下この項 において「法」と いう。）第十三条 第一項の規定に 基づき、博物館 の登録を決定 し、法第十四条 第二項の規定に</u></p>

<p>こと 一</p>		<p><u>めること。</u></p>	<p><u>基づき、申請者に通知すること。</u></p> <p><u>2 法第十九条の規定に基づき、博物館の登録を取り消し、当該博物館の設置者に通知すること。</u></p> <p><u>3 法第三十一条第一項の規定に基づき、博物館に相当する施設を指定すること。</u></p> <p><u>4 法第三十一条第二項の規定に基づき、博物館に相当する施設の指定を取り消すこと。</u></p>
<p>四 銃砲刀剣類の登録等を行</p>		<p><u>1 手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</u></p> <p><u>2 手続法第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</u></p>	

う こ と			
-------------	--	--	--

県立学校部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
県立学校人事課	一 県立学校職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和	(略)	(略)	1～9 (略) 10 校長（ <u>負担法第一条に規定する職員のうち特別支援学校の職員及び負担法第二条に規定する職員を除く。</u> ）の部分休業を承認し、又はその承認を取り消すこと。 11～13 (略)

県立学校部

課名	事務の種類	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
県立学校人事課	一 県立学校職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和	(略)	(略)	1～9 (略) 10 校長（ <u>負担法第二条に規定する者を除く。</u> ）の部分休業を承認し、又はその承認を取り消すこと。 11～13 (略)

二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。) 第一条に規定する職

二十三年法律第三百三十五号。以下「負担法」という。) 第一条に規定する職

員のうち特別支援学校の職員及び負担法第二条に規定する職員（以下この項

員のうち特別支援学校の職員及び負担法第二条に規定する職員（以下この項

	において「職員」という。）の任免その他の人事を行うこと。			
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

市町村支援部

課名	事務の	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
----	-----	-----------	---------	--------

	において「職員」という。）の任免その他の人事を行うこと。			
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

市町村支援部

課名	事務の	教育委員会決裁事項	教育長専決事項	部長専決事項
----	-----	-----------	---------	--------

種類			
	(略)	(略)	(略)

種類		(略)	(略)	(略)
生涯学習推進課	社会教育主事の資格認定を行うこと。		<u>手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</u>	
文化資源課	二 国の史跡名勝天然記念物に係る	<u>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百十条第一項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。</u>	<u>1 文化財保護法第一百十二条第一項の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を解除すること。</u> <u>2 手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定め</u>	<u>文化財保護法第百八十四条第一項の規定に基づき、教育委員会が行うこととされた事務を処理すること。</u>

		<p><u>仮指定、仮指定の解除等を行うこと。</u></p>	<p><u>ること。</u> <u>3 手続法第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</u></p>	
	<p><u>二 県の文化財に係る指定、指定の解</u></p>	<p><u>1 埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）第五条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第三十一条第一項、第三</u></p>	<p><u>1 手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</u> <u>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</u></p>	<p><u>1 条例第十四条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づき、現状変更等を許可すること。</u> <u>2 条例第十四条第三項及び第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は許可を取り</u></p>

				<p><u>除等を行うこと。</u></p> <p><u>十六條の二第一項及び第三十七條第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は選定を行うこと。</u></p> <p><u>2 條例第六條第一項、第二十一條第一項、第二十七條第一項、第三十二條第一項、第三十六條の三第一項及び第三十八條第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は認定の解除を行うこと。</u></p>	<p><u>消すこと。</u></p>
	<p><u>三 博物館の登録等</u></p>		<p><u>1 手続法第五條第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</u></p> <p><u>2 手続法第十二條第一</u></p>	<p><u>1 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下この項において「法」という。）第十三條第一項の規定に基づき、博物館</u></p>	

		<p><u>を 行 う こ と 。</u></p>	<p><u>項の規定に 基づき、処 分基準を定 めること。</u></p>	<p><u>の登録を決定 し、法第十四条 第二項の規定に 基づき、申請者 に通知するこ と。</u></p> <p><u>2 法第十九条の 規定に基づき、 博物館の登録を 取り消し、当該 博物館の設置者 に通知するこ と。</u></p> <p><u>3 法第三十一条 第一項の規定に 基づき、博物館 に相当する施設 を指定するこ と。</u></p> <p><u>4 法第三十一条 第二項の規定に 基づき、博物館 に相当する施設 の指定を取り消 すこと。</u></p>
	<p><u>四 銃 砲 刀 剣 類 の 登 録</u></p>		<p><u>1 手続法第 五条第一項 の規定に基 づく、審査 基準を定め ること。</u></p> <p><u>2 手続法第 十二条第一 項の規定に</u></p>	

	等 を 行 う こ と		基づき、処 分基準を定 めること。	
--	----------------------------	--	-------------------------	--

別表第三（第七条関係）
共通の専決事項

事務の 種類	専決事項
二 教 育 事 務 所 及 び 教 育 機 関 の 職 員 の 任 免 そ の 他 の 人 事 を 行 う こ と。	育児休業法第十九条の規定に基づき、職員（教育事 務所長及び教育機関の長を除く。）の部分休業を承認 し、又はその承認を取り消すこと。
二 教 育 事 務 所 又 は 教 育 機 関 が 保 有 す	(略)

別表第三（第七条関係）
共通の専決事項

事務の 種類	専決事項
二 教 育 事 務 所 又 は 教 育 機 関 （ 次 項 に	(略)

<p>公書開等行 こ る文の示をう と。</p>	
<p>三 <u>教</u> <u>育</u> <u>事</u> <u>務</u> <u>所</u> 又 <u>は</u> <u>教</u> <u>育</u> <u>機</u> <u>関</u> が保 有す る個 情の 示を 行 う こと。</p>	<p>(略)</p>

別表第四 (略)

<p>お <u>い</u> <u>て</u> <u>「教</u> <u>育</u> <u>事</u> <u>務</u> <u>所</u> <u>等</u> <u>」と</u> <u>い</u> <u>う。</u> が保 有す る公 書開 等行 こ うと。</p>	
<p>二 <u>教</u> <u>育</u> <u>事</u> <u>務</u> <u>所</u> が保 有す る人 報開 等行 こ うと。</p>	<p>(略)</p>

別表第四 (略)

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「副参事」の下に「及び報道幹」を加え、「以下第八条」を「第八条」に改める。

第八条第一項中「報道幹、」を削り、「教育指導幹」の下に「、企画幹」を加える。

第十二条第一項第二号中「主務部長」の下に「（本局の参事の職務として指定された事項に係る事案については、本局の参事）」を加え、同項第三号中「部の参事」を「高校改革統括監又は部の参事」に改め、同条第二項第一号中「部の参事」を「高校改革統括監又は部の参事」に改める。

別表第一第一号教育委員会決裁事項の欄中2を削り、3を2とする。

別表第一中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

<p>十一 教育委員会 の本局の職員の 任免その他の人 事を行うこと。</p>		<p>地方公務員の育 児休業等に関する 法律（平成三年法 律第百十号。以下 「育児休業法」と いう。）第十九条の 規定に基づき、副 教育長、本局の参 事、部長、参事付 の副参事及び報道 幹の部分休業を承 認し、又はその承 認を取り消すこ と。</p>	<p>育児休業法第十 九条の規定に基づ き、高校改革統括 監、副部长、部の 参事、部付、課長、 副参事（参事付の 副参事を除く。）、 教育事務所長及び 県立教育機関の長 の部分休業を承認 し、又はその承認 を取り消すこと。</p>
---	--	---	---

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄2中「部付」の下に「（職務の級が行政職給料表の八級以上の職員に限る。）」を加え、同号教育長専決事項の欄12中「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条の規定によるものを除く。）」を加え、同欄14中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同号部長専決事項の欄8中「副参事」の下に「、報道幹」を加え、「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条の規定によるものを除く。）」を加え、同表に次の二項を加える。

<p>生涯学習 推進課</p>	<p>社会教育主 事の資格認定 を行うこと。</p>	<p>文化財保護 法（昭和二十五 年法律第二百 十四号）第百十 条第一項の規</p>	<p>手続法第五 条第一項の規 定に基づき、審 査基準を定め ること。</p>	<p>文化財保護 法第百八十四 条第一項の規 定に基づき、教 育委員会が行</p>
<p>文化財・ 博物館課</p>	<p>一 国の史跡 名勝天然記 念物に係る 仮指定、仮指 定の解除等</p>	<p>文化財保護 法（昭和二十五 年法律第二百 十四号）第百十 条第一項の規</p>	<p>1 文化財保 護法第百十 二条第一項 の規定に基 づき、史跡名</p>	<p>文化財保護 法第百八十四 条第一項の規 定に基づき、教 育委員会が行</p>

<p>を行うこと。</p>	<p>定に基づき、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。</p>	<p>勝天然記念物の仮指定を解除すること。</p> <p>2 手続法第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>3 手続法第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>うこととされた事務を処理すること。</p>
<p>二 県の文化財に係る指定、指定の解除等を行うこと。</p>	<p>1 埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。）第五条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第三十一条第一項、第三十六条の二第一項及び第三</p>	<p>1 手続条例第五条第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続条例第十二条第一項の規定に基づき、処分基準を定めること。</p>	<p>1 条例第十条第一項及び第三十条第一項の規定に基づき、現状変更等を許可すること。</p> <p>2 条例第十条第三項及び第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許</p>

<p>三 博物館の登録等を行うこと。</p>	<p>十七條第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は選定を行うこと。</p> <p>2 條例第六條第一項、第二十一條第一項、第二十七條第一項、第三十二條第一項、第三十六條の三第一項及び第三十八條第一項の規定に基づき、文化財等の指定又は認定の解除を行うこと。</p>	
<p>1 手続法第五條第一項の規定に基づき、審査基準を定めること。</p> <p>2 手続法第十二條第一項の規定に基づき、処分基準を定め</p>	<p>可に係る現狀変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p>	
<p>1 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下この項において「法」という。）第十三條第一項の規定に基づき、博物館の</p>		

<p>四 銃砲刀剣類の登録等を行うこと。</p>	
<p>1 手続法第五条第一項の規定に基</p>	<p>登録を決定し、法第十四条第二項の規定に基づき、申請者に通知すること。</p> <p>2 法第十九条の規定に基づき、博物館の登録を取り消し、当該博物館の設置者に通知すること。</p> <p>3 法第三十条第一項の規定に基づき、博物館に相当する施設を指定すること。</p> <p>4 法第三十条第二項の規定に基づき、博物館に相当する施設の指定を取り消すこと。</p>

ること。

			2 手続き第 十二条第一 項の規定に 基づき、処分 基準を定め ること。	づき、審査基 準を定めるこ と。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄10中「校長（」の下に「負担法第一条に規定する職員のうち特別支援学校の職員及び」を加え、「者」を「職員」に改める。

別表第二市町村支援部の表生涯学習推進課の項及び文化資源課の項を削る。

別表第三第二号事務の種類欄中「教育事務所等」を「教育事務所又は教育機関」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号事務の種類欄中「（次項において「教育事務所等」という。）」を削り、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 教育事務所及び教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。	育児休業法第十九条の規定に基づき、職員（教育事務所長及び教育機関の長を除く。）の部分休業を承認し、又はその承認を取り消すこと。
---------------------------------	---

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。